

この書面をよくお読みください。

契約締結前の書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3第1項に基づき、契約締結前にお客様に交付しなければならない「契約締結前の書面」です。)

クーリング・オフ条項(10日以内の契約の解除・金融商品取引法第37条の6)

(1) クーリング・オフ期間内の契約解除

当社と、投資顧問契約を締結したお客様は、内閣府令で定める場合を除き、契約締結時の書面を受けとった日から起算して10日以内の期間であれば、ご自由に、書面により契約を解除することができます。なお、当該契約の解除日は、お客様がその書面を発した日となります。

なお、契約解除の場合は、解除までの期間に相当する報酬額として内閣府令で定める金額をお支払していただきます。報酬の前払いを受けているときは、契約解除以降の期間に相当する報酬額として内閣府令で定める金額をお返しいたします。契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただきません。

(2) クーリング・オフ期間経過後の契約解除

クーリング・オフ期間経過後に契約解除がなされた場合、契約内容に基づき算出された固定報酬をいただきます。なお、当該契約の解除日は、お客様がその書面を発した日となります。契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただきません。

----- 投資顧問契約に係るリスクについて -----

当社が、投資顧問契約に基づき助言を行う金融商品は、金利・通貨の価格・金融商品市場における相場その他の指標の変動により損失が生じる恐れがあります。

変動要因としては、有価証券等の価格変動リスク、金利や金融市場の変動リスク、十分な流動性の下で取引が行えない流動性リスク、有価証券等の発行体の信用リスク等、及び外貨建て資産に投資している場合には為替変動リスクがあります。

したがってお客さまの投資元本は保証されているものではなく、金融商品等の価値の下落により、投資元本を割り込むことがあります。

当社の概要

1. 商号

ライツマネジメント株式会社

2 . 住所

東京都中央区銀座1-3-3

03-6450-1731

info@powerbalancefx.com

3 . 投資助言・ 代理者

登録番号 関東財務局長(金商) 第1805号

4 . 資本金 : 1000万

5 . 役員の氏名 : 代表取締役 駒澤 孝美

6 . 分析・ 助言者 : 駒澤 孝美

7 . 助言の内容及び方法並びにその回数、報酬体系

*助言の内容及び方法

金融商品取引法第2条第1 項に規定する国内外の株式及び同法第2条第8項21号に規定する外国為替証拠金取引についてその行うべき取引の内容及び時期に関する投資判断を、ライツマネジメント株式会社が管理するシステム提供である。サービス内容は2種類を含むインターネットを使った方法により行う。

- 1 . 会員用サポートサイトへのログイン及びメールでの助言
- 2 . システムのアップグレード及びシステムに関するサポート

* 報酬体系

投資助言の報酬はシステム購入時の報酬のみ。

システム購入費は16,800円(税込)です。

8 . お客様が当社に連絡する方法

メールのみとする

info@powerbalancefx.com